

ショートステイ利用料金表（2021年8月より）

介護サービス（要介護1～要介護5の方の利用料） 負担割合 1割

2021年8月1日

特別養護老人ホーム さくら

【従来型多床室】 サービス内容

併設短期生活Ⅱ/機能訓練体制加算/夜勤職員配置加算/介護職員処遇改善加算Ⅰ/特定処遇改善加算Ⅱ

◆基本料金		1日あたり	1単位あたり		10.88円	
介護度	介護保険単位数	1割自己負担金	利用者負担限度額段階 ※1		料金合計	送迎サービス費
				滞在費		
要介護1	686 単位	¥746 (処遇改善加算含む)	第1段階	¥0	¥300	¥1,046
			第2段階	¥370	¥600	¥1,716
			第3段階	¥370	¥1,000	¥2,116
			第3段階②	¥370	¥1,300	¥2,416
			第4段階	¥855	¥1,445	¥3,046
要介護2	762 単位	¥829 (処遇改善加算含む)	第1段階	¥0	¥300	¥1,129
			第2段階	¥370	¥600	¥1,799
			第3段階	¥370	¥1,000	¥2,199
			第3段階②	¥370	¥1,300	¥2,499
			第4段階	¥855	¥1,445	¥3,129
要介護3	842 単位	¥916 (処遇改善加算含む)	第1段階	¥0	¥300	¥1,216
			第2段階	¥370	¥600	¥1,886
			第3段階	¥370	¥1,000	¥2,286
			第3段階②	¥370	¥1,300	¥2,586
			第4段階	¥855	¥1,445	¥3,216
要介護4	918 単位	¥999 (処遇改善加算含む)	第1段階	¥0	¥300	¥1,299
			第2段階	¥370	¥600	¥1,969
			第3段階	¥370	¥1,000	¥2,369
			第3段階②	¥370	¥1,300	¥2,669
			第4段階	¥855	¥1,445	¥3,299
要介護5	993 単位	¥1,080 (処遇改善加算含む)	第1段階	¥0	¥300	¥1,380
			第2段階	¥370	¥600	¥2,050
			第3段階	¥370	¥1,000	¥2,450
			第3段階②	¥370	¥1,300	¥2,750
			第4段階	¥855	¥1,445	¥3,380

送迎については
片道で
¥217
(処遇改善加算含む)
です。基本的に
自宅への送迎の
み、になります。

◆生活保護の方は、介護度に関わらず1日300円の食費のみの請求になります。

◆料金は概算ですので、多少誤差は生じます。

◆介護報酬の改定や施設の体制に変更が生じれば、利用料にも変更が生じますのでご了承ください。

◆上記料金合計は、介護負担割合1割の方が対象です。2割以上の方は担当者にお尋ねください。

※1～利用者負担限度額とは、所得の低い方には滞在費と食費の負担限度額が設けられています。

利用者負担限度額段階の区分は、第1段階＝老齢福祉年金や生活保護受給者、第2段階＝年金80万円以下
第3段階＝年金80万円超～266万円未満で、第1～3段階は非課税の方が対象です。

第4段階＝課税世帯の方等。（介護保険負担額認定証は第4段階の方には発行されていません）

介護保険負担限度額証をお持ちの方はご確認していただき、該当する料金合計を参照ください。

尚、第1段階で生活保護の方は食費のみの請求になります。

【随時加算項目】 通常は算定されません。対象者のみ基本料金と別途で請求されます。

サービス内容	料金	介護保険単位数
短期生活療養食加算（かかりつけ医が疾病治療の手段として治療食が必要と診断された方）	9円	1食 8単位
若年性認知症利用者受入加算（初老期における認知症の方）	132円	120単位

ショートステイ利用料金表（2021年8月より）

2021年8月1日
特別養護老人ホーム さくら

介護予防サービス（要支援1～要支援2の方の利用料）

【従来型多床室】 サービス内容

併設短期生活 II / 機能訓練配置加算 / 夜勤職員配置加算 / 介護職員処遇改善加算 I / 特定処遇改善加算 II

◆基本料金 1日あたり

1単位あたり 10.88円

10.88円

- ◆生活保護の方は、介護度に関わらず1日300円の食費のみの請求になります。
 - ◆料金は概算ですので、多少誤差は生じます。
 - ◆介護報酬の改定や施設の体制に変更が生じれば、利用料にも変更が生じますのでご了承ください。
 - ◆上記料金合計は、介護負担割合1割の方が対象です。2割以上の方は担当者にお尋ねください。

利用者負担限度額段階の区分は、第1段階＝老齢福祉年金や生活保護受給者、第2段階＝年金80万円以下第3段階＝年金80万円超～266万円未満で、第1～3段階は非課税の方が対象です。

第4段階三課税世帯の方等。（介護保険負担額認定証は第4段階の方には発行されていません）

介護保険負担限度額証をお持ちの方はご確認していただき、該当する料金合計を参照ください。

尚、第1段階で生活保護の方は食費のみの請求になります。

【隨時加算項目】 通常は算定されません。対象者のみ基本料金と別途で請求されます。

サービス内容	料金	介護保険単位数
短期生活療養食加算（かかりつけ医が疾病治療の手段として治療食が必要と診断された方）	9円	1食 8単位
若年性認知症利用者受入加算（初老期における認知症の方）	132円	120単位